

防災行政無線が聞こえなかったり、聞き逃したりした場合は042-551-2061、2062で内容を確認できます

年末も「空き巣狙い」「ひったくり」「すり」「注意！」



年末は、買い物などで外出する機会が増え、人出も多くなる時期です。空き巣狙い、ひったくり、すりなどの被害が増える時期ですので、被害に遭わないように次のことに注意してください。

・短時間の外出でも、必ずすべてのドアや窓に鍵をかける

・道を歩く時はバッグを車の反対側に持ち、後方に自転車やオートバイの気配を感じたら振り返って確認するなど、周囲に注意する

・自転車のカゴにはひったくり防止カバー・ネットをつける

・人混みではバッグを常にしっかりと持つ

【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551-1691

福生市まちづくりに資する寄附金（ふるさと納税）

11月1日～30日の間に株

福生水辺の楽校
「多摩川で遊ぼう」参加者募集
▼川原のごみ拾い&餅つき大会
 普段遊んでいる多摩川をきれいにしましょう。ごみ拾いの後には、楽しいお餅つきが待っているよ！
【日時】1月12日(日)午前10時～午後1時
【集合場所】川の志民館
【対象】中学3年生まで（未就学児は要保護者同伴）
【持ち物】コップ、お箸、お皿
【申込み】12月24日(火)までに電話で環境課環境係 ☎551・1718へ。
 ※材料等の都合上、必ずお申し込みください。

式会社アマナ様と福生社交飲食業組合代表板橋榮子様から1万1,640円のご寄附をいただきました。

寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます（令和元年度累計23件、113万940円）。

【問合せ】契約管財課管財係 ☎551・1535

給与支払報告書の提出について

法令により、1月1日現在、給与の支払いをする者で、所得税を徴収する義務がある給与支払者は、1月31日までに給与受給者の前年中の給与所得の金額その他必要な事項を記載した給与支払報告書を1月1日現在の住所地の市町村に提出しなければなりません。

給与支払者による給与支払報告書の提出がされない場合は、給与受給者が未申告となり、課税等の証明発行がされないことや適正な課税がされないこととなります。

なお、「給与支払報告書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした給与支払報告書を提出した者」は、法令違反となります。

【問合せ】課税課市民税係 ☎551・1610

特別徴収の推進について

年度の初日に給与の支払いをする者で、所得税を源泉徴収する義務がある給与支払者は、従業員の個人住民税を特別徴収により納入することが法律で義務付けられています。納税の公平性と納税者の利便性を図るため、ご理解、ご協力をお願いいたします。なお、東京都62区市町村でも特別徴収の推進を行っています。

※特別徴収とは、事業所（給与支払者）が、従業員の毎月の給与から住民税を特別徴収（給与差し引き）して、市町村に納めていただく制度です。

▼従業員の方向のメリット

納付書による年4回払いより、年12回払いの特別徴収のほうが、1回あたりの納付額が少なくなります。

また、毎月給与から差し引きされるため、納め忘れがなくなります。

【問合せ】課税課市民税係 ☎551・1610

増築家屋について

令和元年（平成31年）中に増築された家屋は、令和2年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

このため、増築部分の評価を行う必要があります。家屋を増築された方は、ご連絡ください。

▼令和元年（平成31年）中に家屋を取り壊した場合

取り壊した家屋の固定資産税・都市計画税が令和2年度から課税されなくなりますので、ご連絡ください。

▼令和元年（平成31年）中に家屋の用途が変更になった場合（店舗から居宅等）

令和2年度から課税の計算方法が変わる場合がありますので、ご連絡ください。

▼住宅改修に対する固定資産税減額のお知らせ

現在お住まいの住宅のうち、①耐震改修工事②バリアフリー改修工事③省エネ改修工事のいずれかを行った場合、申告により固定資産税が減額になる場合があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【問合せ】課税課市民税係 ☎551・1610

1月の無料相談 【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎551・1529

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	8日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	9日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	14日(火)			
税務相談	23日(木)			
法律相談	10日(金)・15日(水)・22日(水)・29日(水)	午後1時30分～4時	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	16日(木)			
少年相談	17日(金)			
介護保険相談	毎週月・火・木・金曜日	午前9時～正午、午後1時～4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎539・2555
教育相談			教育相談室(子ども応援館2階)	教育についての悩み全般に関すること。教育委員会教育相談室 ☎551・7700
消費者相談	毎週月・水・金曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	もくせい会館	シティセールス推進課産業活性化グループ ☎551・1699
事業資金相談	16日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会相談室	商工会 ☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【そのほかの相談】 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談（市役所代表 ☎551・1511）、心の相談、成年後見制度相談、リハビリ相談、権利擁護相談、心配ごと相談（社会福祉協議会 ☎552・5027）

12月の納税のお知らせ

12月は、固定資産税・都市計画税（第3期）、国民健康保険税（第6期）、介護保険料（第6期）、後期高齢者医療保険料（第6期）の納期です。納期限は1月6日(月)です。お忘れのないよう納付ください。

口座振替は1月6日(月)の予定です。残高不足にご注意ください。

※納期を過ぎると延滞金が課されます。

【問合せ】 収納課 ☎551・1578

令和元年度第5回インターネット公売結果を公表します

9月に行われたインターネット公売の結果を公表します。

【問合せ】 課税課市民税係 ☎551・1610

年金だより

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象となります。

65歳未満で老齢年金の

【問合せ】 ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165、青梅年金事務所 ☎0428・30・3410

▼源泉徴収票が送付されます

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象となります。

【問合せ】 ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165、青梅年金事務所 ☎0428・30・3410

【問合せ】 ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165、青梅年金事務所 ☎0428・30・3410